

掛川市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月24日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 小笠山麓開発株式会社

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した事務の内容

掛川市駅周辺駐車場の使用料の徴収に関する事務

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 委託した施設の名称

掛川駅北駐車場

掛川駅南第1駐車場

掛川駅南第2駐車場